［(7)～(12)　略］ (13)　連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第212条及び第213条に規定するストック・オプションに関する事項 (14)　連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第214条から第216条まで、第219条、第220条、第222条、第253条及び第280条に規定する企業結合に関する事項 (15)　連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第217条、第218条及び第221条に規定する事業分離に関する事項 ［(16)～(17)　略］ ［３～５　略］	［(7)～(12)　同左］ (13)　中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第17条の２及び第17条の３に規定するストック・オプションに関する事項 (14)　中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第17条の４から第17条の７まで、第17条の10、第17条の11、第17条の13、第41条の３及び第62条の３に規定する企業結合に関する事項 (15)　中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第17条の８、第17条の９及び第17条の12に規定する事業分離に関する事項 ［(16)～(17)　同左］ ［３～５　同左］
別表第四（第５条関係） （略） 第３号様式 （　年　月　日から 　年　月　日まで）中間連結株主資本等変動計算書 ［表略］ （記載上の注意） ［１～５　略］ ６　連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第303条から第306条までの規定に従い注記すること。 ７　遡及適用（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第２条第43号に規定する遡及適用をいう。）、修正再表示（同条第45号に規定する修正再表示をいう。）又は当該連結会計年度の前連結会計年度における企業結合（同条第23号に規定する企業結合をいう。）に係る暫定的な会計処理の確定を行った場合には、当期首残高に対する累積的影響額及び当該遡及適用、修正再表示又は当該連結会計年度の前連結会計年度における企業結合に係る暫定的な会計処理の確定の後の当期首残高を区分表示すること。	**別表第四**（第５条関係） （略） 第３号様式 （　年　月　日から 　年　月　日まで）中間連結株主資本等変動計算書 ［同左］ （記載上の注意） ［１～５　同左］ ６　中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第78条から第81条までの規定に従い注記すること。 ７　遡及適用（中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第２条第40号に規定する遡及適用をいう。）、修正再表示（同条第42号に規定する修正再表示をいう。）又は当該連結会計年度の前連結会計年度における企業結合（同条第20号に規定する企業結合をいう。）に係る暫定的な会計処理の確定を行った場合には、当期首残高に対する累積的影響額及び当該遡及適用、修正再表示又は当該連結会計年度の前連結会計年度における企業結合に係る暫定的な会計処理の確定の後の当期首残高を区分表示すること。
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、令和六年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令による改正後の株式会社日本政策投資銀行の会計に関する省令別表第二第１号様式及び第３号様式並びに別表第四第１号様式及び第３号様式は、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に終了する中間事業年度（株式会社日本政策投資銀行法第二十一条に規定する中間事業年度をいう。以下同じ。）に係る書類について適用し、施行日前に終了した中間事業年度に係る書類については、なお従前の例による。